

令和 2 年 度

定期監査結果報告書（前期分）

甲賀市監査委員

本報告書は、令和2年度定期監査のうち、9月から11月の実施分を前期分としてその結果を報告するものである。

(以下の文中の年月日等の表記において、特に年の記載がない場合は、令和2年度中の当該月日等を指すものである。(例：11月＝令和2年11月、1月4日＝令和3年1月4日))

1 監査の対象

- (総合政策部) 秘書広報課、危機管理課、政策推進課、情報政策課、
土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、
甲南第一地域市民センター、信楽地域市民センター
- (総務部) 総務課、人事課、財政課、管財課、税務課
- (市民環境部) 市民課、保険年金課、生活環境課、人権推進課
- (健康福祉部) 福祉医療政策課、生活支援課、障がい福祉課、
長寿福祉課、すこやか支援課、水口医療介護センター、信楽中央病院
- (上下水道部) 上下水道総務課、上水道課、下水道課
- (行政委員会) 選挙管理委員会事務局

2 監査の期間

令和2年9月30日(水)から11月27日(金)まで

3 監査の方法

この監査は「甲賀市監査基準」に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。そのために監査資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、予算及び事務事業の執行状況の確認や証拠書類との照合、現場確認を実施した。

なお、具体的な着眼点は主に次のとおりとした。

- (1) 事務事業は予算や計画に基づいて適正に執行されているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (4) 所管する現金及び預かり金等の管理は適正にされているか。

- (5) 債権の管理は適正に行われているか。
- (6) 市税、手数料等の収納金にかかる事務は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 従来指摘事項等にかかる是正はされているか。

4 監査の結果

各監査対象の事務事業は、上記のとおり審査した限りにおいて、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。なお、指摘事項には至らないが、所見を個別に記した。

5 監査の概要

【秘書広報課】

(1) 監査年月日

10月27日(火)

(2) 業務概要

秘書広報課の業務は、秘書係が担当する市長及び副市長の日程調整、渉外、交際費等の秘書業務、叙勲、褒章などの表彰に関すること、広報広聴係が担当する広報紙の編集発行、市ホームページの運用管理、報道機関との連絡調整、世論の広聴やまちづくり出前講座に関することなどであり、課長以下8名体制で行われている。

(3) 監査事項

市民に伝わる広報を目指して広報紙「広報こうか」を毎月1回発行しており、紙面はできる限りフルカラーでの構成を心がけて視覚効果を高め、市が取り組んでいる施策をより分かりやすく紹介するとともに、記事を読んだ市民が考え、行動に繋げてもらえる内容になるよう心掛けている。今年度から市民からの温かいエピソードの紹介や1歳を迎える子の誕生を祝うための写真の掲載、市民から表紙写真の募集などを行い、みんなで作る「広報こうか」を目指している。また、市や国、県なども含めた支援策をまとめた新型コロナウイルス感染症対策臨時号を発行し、市内全世帯にポスティングにより配布した。

行政情報番組「きらめきこうか」でも、市の魅力や主要施策、地域の情報を映像の特性を活かして親しみやすく効果的に伝えている。

市民意識調査事業では、市民ニーズに即した施策やサービスを構築するため、市民の市政についての意見や評価を統計的に把握し分析する市民意識調査を実施した。調査は3種類に分け、1調査につき、無作為抽出した16歳又は18歳以上の市内在住者3千人（計9千人）に対し、市への愛着度、魅力、定住意向、暮らしの満足度、行政への満足度及び施策の重要度などの項目についての調査を行った。

広聴事業では、8月号の「広報こうか」に「市長への手紙」の記事を掲載して周知を図っている。市民と市長とが直接対話することにより提案や意見を聴取して今後のまちづくりに活かせるように例年実施している市長座談会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため今年度は実施していない。

(4) 所見

行政情報番組の見直しについては、制作・放送を委託している「株式会社あいコムこうか」と密度の濃い協議を行い、行政情報が番組を通じてどのように市民に届けられているかの検証や効果を把握しながら進められたい。

市民に伝わる広報を目指し発行されている広報紙「広報こうか」は、読みやすく工夫されていると評価する。引き続き、より見やすく、分かりやすい紙面となるよう努められたい。また、市民への情報発信にはSNSの果たす役割が大きいため、ホームページだけでなくフェイスブックをさらに活用した効果的な発信に取り組まれたい。

【危機管理課】

(1) 監査年月日

10月27日（火）

(2) 業務概要

危機管理課の業務は、防災危機管理係が担当する消防防災、災害対策、セーフコミュニティ推進係が担当するセーフコミュニティ、事業執行の安全管理推進に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2名を含む9名体制で行われている。

(3) 監査事項

災害対策事業では、防災システムの構築と総合防災訓練を実施するとともに、地域活動の支援として、自主防災組織の強化補助や防災士の育成を行っている。今年度は、地域の実情に応じた身近な避難場所として運営できるよう区・自治会施設を「指定緊急避難場所」から「自主避難場所」に変更し、地域市民センター等を「早期開設の避難場

所」として位置づける見直しを進めている。

消防団員の確保と組織再編について、現在の消防団組織は、市政施行以前の旧町の組織形態を継承していることから、昨今の少子化による人口減少により団員の確保が困難となってきたおり、地域からは班の統合や団員数の変更等の要望が出ている。そのため今年度内に組織体制、消防施設、車両に関して具体的な内容について議論を重ね消防団組織再編計画を策定する予定である。また、消防施設についても、公共施設等総合管理計画の個別計画に位置付けられていることから、将来を見据えた施設更新を計画的に行うために（仮称）甲賀市消防施設長寿命化計画を策定中である。

セーフコミュニティ推進事業では、「けがや事故などは偶然の結果ではなく予防できる」という理念のもと、より安心・安全なまちづくりをめざし、生命や健康、地域の安全を脅かす「事故やけが」に対する予防活動を展開しているが、令和3年2月に失効する認証については再認証を受けない方向であり、これまでに蓄積した協働の仕組みを役立てながら、市民や関係団体と連携、協働し本市独自に安心・安全なまちづくりを進める予定である。

(4) 所見

自主防災組織強化補助は、共助としての地域防災力の充実と活動促進につながるため、引き続き積極的に取り組まれない。

また、適切な消防活動を行うため、消防団等と連携しながら水利の把握や防火水槽の確保・点検について検討されたい。

土地の貸借契約、行政財産の目的外使用許可等は、一覧表（台帳）を作成し、書類の保管や期日管理を行い、漏れのないよう適正に管理されたい。特に行政財産使用の更新時は、期限が切れたまま使用されているケースもあり、使用者へ申請手続について指導されたい。

【政策推進課】

(1) 監査年月日

10月27日（火）

(2) 業務概要

政策推進課の業務は、政策推進係が担当する市行政の総合調整、ふるさと納税、土地利用計画、広域連携の調整、住宅団地、地域おこし協力隊、総合教育会議、合併関連事

業の進行管理と調整、オール甲賀推進室が担当する重要施策の企画及び調査、総合計画、政策情報の収集・分析・活用、プロジェクト10の総合調整、中山間地域の活性化、地域共生社会、市民活動推進室が担当する区・自治会、自治振興会など地域コミュニティ組織の支援、NPO・市民活動団体等テーマコミュニティの支援、協働事業、地域市民センターの管理運営、多文化共生係が担当する国際交流、多文化共生、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける外国人市民の支援、新型コロナウイルス感染症くらし・経済対策推進室が担当する感染症の影響を受けている市民の生活・経済対策に関することなどであり、課長以下政策推進課付の水口管内のセンター長2名（再任用職員）、会計年度任用職員3名を含む22名体制で行われている。また、部局内各課の枠を超えた横断的な政策形成の参画・調整を図るため、9名の企画調整員が置かれている。

（3）監査事項

第2次甲賀市総合計画に基づき策定した基本計画については、今年度、第1期の終期を迎え、これまでの成果と課題の検証を進めるとともに、令和3年度から令和6年度までの新たな第2期基本計画策定に向けて業務を進めている。策定に当たっては、第1期基本計画に掲げている「子育て・教育」「地域経済」「福祉・介護」の3つのテーマを基本としながら、新型コロナウイルス感染症に係る社会課題の変化に対応するとともに市民意識調査の結果等を踏まえ、アフターコロナを見据えたより効率的で即効性、実効性のある内容としている。

ふるさと納税推進事業では、大手サイトを活用した情報の発信などを実施するとともに、地元産品等の返礼品をより充実させるために、新たな商品開発を行っている。9月末時点での寄附金額は7,700万円を超えており、前年度の約3倍となっている。

中山間地域再生プロジェクト事業では、区、自治振興会、PTA等により構成された跡地活用検討委員会とともに、閉校・閉園となった空き教育施設等を地域振興の拠点として有効活用するための支援を進めており、旧山内小学校では民間事業者が陸上養殖施設として活用するため施設改修工事の準備を進めている。旧鮎河保育園では地域市民センターや公民館等の機能を移転集約した複合施設として活用するため、地域住民の理解を得て、施設整備するための設計業務を進めている。

多文化共生推進事業では、第2次甲賀市多文化共生推進計画に基づき、本市における国際化や多文化共生社会の実現を目指して、外国人市民が日常の暮らしを通じ多様な場

面で活躍できるよう支援を行っている。また、これまでなかった信楽地域に日本語教室の取り組みを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に陥った外国人を支援するための相談窓口を設置している。令和2年9月末現在、甲賀市の外国人人口の割合は約4%となっており、今後も定住する外国人が増加すると予測されている。外国人をサポートするさらなる多文化共生の取り組みが必要となっている。

自治振興交付金交付事業では、自治振興会が策定した「地域づくり計画」に基づく取り組みを支援するため市内25の自治振興会に自治振興交付金を交付している。各地域市民センターが活動を支援し、それぞれの自治振興会が地域の課題を解決するための事業に取り組んでいる。自治振興会によるまちづくりの検証、制度改正については、市民参画・協働推進検討委員会からの提言を受け、自治振興会の実情を確認した上で、より効果的な改正を進めることが必要となっている。

新型コロナウイルス感染症くらし・経済対策推進事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市民全員への特別定額給付金の支給のほか、経済支援・経済対策にかかるワンストップ化（窓口）としてコールセンターを開設・運営し、市民からの相談等を集約したうえで対策を進めている。また今後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市独自の感染症対策を総括し推進する予定である。

(4) 所見

地域コミュニティ活動支援や地域課題の解決には、地域に最も近い地域市民センターの役割が重要である。所長はじめセンター職員が総合計画の基本方針や目標を十分に認識し、共通理解をもって進められたい。

自治振興会によるまちづくりについては、令和元年度に甲賀市市民参画・協働推進検討委員会が提言された内容を検証し、その中で今年度は自治振興交付金の運用を検討するとのことであるが、時間を要しておりできるだけ早く進められたい。

まちづくり活動センター「まる一む」では、コミュニティ施設利用料を月単位で処理されている。財務規則では、現金等を収納した場合、当日又は翌日に入金処理するよう定められていることから取り扱いを改善されたい。

前年度の定期監査で改善を求めた水口地域区長会の事務取扱については、通帳の管理に改善が図られたものの、経理事務は市職員が担っている。甲賀市区長連合会も含め、一層の改善を進められたい。

行政財産の目的外使用許可等は、一覧表（台帳）を作成し、書類の保管や期日管理等

に、漏れの生じないよう適切に管理されたい。

【情報政策課】

(1) 監査年月日

10月27日(火)

(2) 業務概要

情報政策課の業務は、システム管理係が担当するコンピュータによる各種事務処理、情報管理及び諸資料の作成、電算システムの開発・管理運用、電算システムのセキュリティに関する事、情報基盤整備推進係が担当する音声放送端末機等の地域情報化基盤整備、施設の管理・運用に関する事、ICT推進室が担当する情報通信技術の活用及び施策の推進、地域情報化の推進、ICTに係る人材育成に関する事などであり、課長以下8名体制で行われている。また、このほかに4名の派遣SEがシステム管理系の業務に携わっている。

(3) 監査事項

次期基幹系システム構築事業では、おうみ自治体クラウド協議会の共同利用による基幹系システム等を活用し、コスト削減や事務の共通化・標準化を図るべく、11月の稼働に向けて業務を進めているところである。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりその必要性が浮き彫りとなったリモートワーク及び、それを実現するための電子決裁並びに文書の電子化等の仕組みについても、人事担当課や文書管理担当課と調整を行いながら推進していく必要性に迫られている。

地域情報基盤整備事業では、地域情報基盤施設からの継続的、安定的な放送・通信を確保するとともに、事故、故障に際し、迅速に対応できるよう24時間体制で保守、管理、運営を行っている。

株式会社あいコムこうかの経営に関しては、昨年度に引き続き監査法人によるあいコムこうかの経営健全化のためのモニタリング事業を実施しており、これにより長期損益計画に対するアクションプランの進捗状況のモニタリングを行い、あいコムこうかに対して、健全な事業運営を求めていく予定である。

スマートシティ推進事業では、ICTを積極的に活用し、市役所の生産性を向上させるとともに、市民サービスの向上や地域活性化につながる事業を展開しており、公共施設予約システムやAIチャットボット、道路等の不具合通報システムの構築や、コミュ

ニティバスロケーションシステム整備を行うバス事業者への補助等を行っている。

(4) 所見

スマートシティ推進事業においては、公共施設の予約システムを構築し10月から運用を開始されている。市民サービスにつながるものと期待するが、ホームページ上に分かりやすく表示するなど、市民に向けたアピール力を高められたい。

土地・建物の貸借契約は、一覧表（台帳）を作成し、書類の保管や期日管理等に漏れが生じないよう適正に管理されたい。

また、土地・建物の貸借契約、行政財産の目的外使用許可等については、現在関係部署それぞれが管理を行っていることから、状況や課題等を把握し、全庁的に統一したシステムが構築・導入できないか検討されたい。

【土山地域市民センター】

(1) 監査年月日

10月27日（火）

(2) 業務概要

土山地域市民センターの業務は、戸籍・住民票・印鑑等の諸手続及び証明書の交付、保険年金に係る諸手続、福祉全般に関する諸手続、自治振興会及び区・自治会の支援と連携、地域消防防災、市税及び料金等の収納、一般廃棄物、し尿汲み取り・粗大ごみ処理券等の販売、マイナンバーカードの交付、施設管理に関することなどであり、所長以下会計年度任用職員2名を含む9名体制で行われている。

(3) 監査事項

土山地域市民センターは、土山地域における総合窓口や地域対応を行う支所的機能を有した機関である。扱う窓口業務は広範囲に及び地域要望等を受ける場合も多く、多岐にわたる業務を本庁各課と連携しながら対応している。なお、今年度は5年に1度の戦没者弔慰金の事務も行っている。

窓口証明手数料はレジで管理し、その他の収納金も含め入金額、つり銭は2人で確認をしている。業務終了後は、入金額をレシートや納付書で確認し、耐火金庫で保管している。収納金は、毎日1回、前日収納分を指定金融機関に預けている。

窓口で扱うつり銭については、担当者が確認して確認簿に押印し、課長が月1回現物確認をしている。

今年8月から地域市民センターの改修工事が始まっており、来年1月からは隣接する土山開発センターの解体・新築工事も始まる予定となっている。

(4) 所見

地域支援に軸足を置いた地域マネージャーが、細やかな支援を行えるよう、職員間の情報共有を図り、できるだけ地域へ赴き課題の現状把握と解決に努め、小規模多機能自治の推進に取り組みたい。

職員数が減少した中、人員をやり繰りして業務を行っているが、職員の健康面に留意しながら全員体制で乗り越えられたい。いずれにしても、上司に相談しやすい職場環境を整えること。

収納現金や領収印の保管についてはダイヤル式の耐火金庫を利用しているが、ダイヤルでの施錠がされていない。リスク回避のためにも必ず鍵とダイヤル、両方の施錠を行うとともに金庫内を整理されたい。

【甲賀大原地域市民センター】

(1) 監査年月日

10月27日(火)

(2) 業務概要

甲賀大原地域市民センターの業務は、戸籍・住民票・印鑑等の諸手続及び証明書の交付、保険年金に係る諸手続、福祉全般に関する諸手続、自治振興会及び区・自治会の支援と連携、地域消防防災、市税及び料金等の収納、一般廃棄物、し尿汲み取り・粗大ごみ処理券等の販売、マイナンバーカードの交付、施設管理に関する事などであり、所長以下地域振興課付のセンター長2名(再任用職員)、会計年度任用職員2名を含む11名体制で行われている。

(3) 監査事項

甲賀大原地域市民センターは、甲賀地域における総合窓口や地域対応を行う支所的機能を有した機関である。扱う窓口業務は広範囲に及び地域要望等を受ける場合も多く、多岐にわたる業務を本庁各課と連携しながら対応している。なお、今年度は5年に1度の戦没者弔慰金の事務も行っている。

窓口で扱う料金についてはレジで管理し、収納時は2名で入金額、つり銭を確認して処理している。業務終了後、入金額とレジ精算額(レシート)を確認した後、耐火金庫

に保管している。翌日、納付書を整理し指定金融機関に引き継いでいる。宿日直からの引継ぎ及びつり銭は、毎日引き継ぎ時に確認し処理している。

(4) 所見

地域支援に軸足を置いた地域マネージャーが、細やかな支援を行えるよう、職員間の情報共有を図り、できるだけ地域へ赴き課題の現状把握と解決に努め、小規模多機能自治の推進に取り組みたい。

収納現金や領収印の保管についてはダイヤル式の耐火金庫を利用しているが、ダイヤルでの施錠がされていない。リスク回避のためにも必ず鍵とダイヤル、両方の施錠をするとともに、金庫や領収印の保管、現金の管理など出納員である課長が責任をもって行うこと。

来訪者に対しては元気な挨拶で対応されており、引き続き市民サービスの向上に努められたい。

【甲南第一地域市民センター】

(1) 監査年月日

10月27日(火)

(2) 業務概要

甲南第一地域市民センターの業務は、戸籍・住民票・印鑑等の諸手続及び証明書の交付、保険年金に係る諸手続、福祉全般に関する諸手続、自治振興会及び区・自治会の支援と連携、地域消防防災、市税及び料金等の収納、一般廃棄物、し尿汲み取り・粗大ごみ処理券等の販売、マイナンバーカードの交付、施設管理に関する事などであり、所長以下地域振興課付のセンター長1名(再任用職員)、会計年度任用職員3名を含む12名体制で行われている。

(3) 監査事項

甲南第一地域市民センターは、甲南地域における総合窓口や地域対応を行う支所的機能を有した機関である。扱う窓口業務は広範囲に及び地域要望等を受ける場合も多く、多岐にわたり本庁各課と連携しながら対応している。なお、今年度は5年に1度の戦没者弔慰金の事務も行っている。

甲南第一地域市民センター(旧甲南庁舎)の利活用については、市の公共施設を効率的に集約し、適正配置を進め行政サービスの向上と業務の効率性を高めるとともに、地

域の防災活動拠点としての強化を図るため、平成31年4月から改修工事が行われており令和2年12月に完成する見込みである。

窓口で扱う料金等については、毎日指定金融機関に前日の収納金と種類別納付済通知書を預けている。

(4) 所見

地域支援に軸足を置いた地域マネージャーが、細やかな支援を行えるよう、職員間の情報共有を図り、できるだけ地域へ赴き課題の現状把握と解決に努め、小規模多機能自治の推進に取り組まれない。

収納現金や領収印の保管についてはダイヤル式の耐火金庫を利用しているが、ダイヤルでの施錠がされていない。リスク回避のためにも必ず鍵とダイヤル、両方の施錠を出納責任者が行うこと。

改修後の地域市民センターについては、市民サービス向上の点からも窓口業務が効率的に行えるような運用となるよう施設管理所管課と十分に調整を図ること。

【信楽地域市民センター】

(1) 監査年月日

10月27日（火）

(2) 業務概要

信楽地域市民センターの業務は、戸籍・住民票・印鑑等の諸手続及び証明書の交付、保険年金に係る諸手続、福祉全般に関する諸手続、自治振興会及び区・自治会の支援と連携、地域消防防災、市税及び料金等の収納、一般廃棄物、し尿汲み取り・粗大ごみ処理券等の販売、マイナンバーカードの交付、施設管理に関する事などであり、所長以下地域振興課付のセンター長2名（再任用職員）、会計年度任用職員3名を含む13名体制で行われている。

(3) 監査事項

信楽地域市民センターは、信楽地域における総合窓口や地域対応を行う支所的機能を有した機関である。扱う窓口業務は広範囲に及び地域要望等を受ける場合も多く、多岐にわたる業務を本庁各課と連携しながら対応している。また、当該市民センターは市本庁舎から地理的に離れていること、口座振替率が低いことなどの特徴があり、来客者数の多い一因となっている。

信楽地域市民センターでは、新しい施設で市民に喜ばれるような寄り添った受付対応をすることを心掛けている。

窓口で扱う料金等については、毎日指定金融機関に前日の収納金と種類別納付済通知書を預けている。

(4) 所見

地域支援に軸足を置いた地域マネージャーが、細やかな支援を行えるよう、職員間の情報共有を図り、できるだけ地域へ赴き課題の現状把握と解決に努め、小規模多機能自治の推進に取り組まれない。

収納現金や領収印の保管については、所長又は参事が行っており、金庫の中も整理されている。

信楽地域市民センターが新しい施設となったが、入口が分かりにくいなどの意見があったため、案内看板の設置等で対応を工夫されている。引き続き市民の意見を傾聴し、サービスの向上に努められたい。

【総務課】

(1) 監査年月日

11月27日（金）

(2) 業務概要

総務課の業務は、総務統計係が担当する市議会、庁議、財産区、文書の保存及び管理、国勢調査をはじめとする基幹統計調査、他部の所管に属さない事項、法務係が担当する条例・規則等の制定改廃審査、情報公開・個人情報保護、行政不服審査、訴訟等、コンプライアンス、法律相談に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員3名を含む13名体制で行われている。

(3) 監査事項

市議会の円滑な運営に資するため、招集告示、議案書及び提案理由の取りまとめ、議案質疑、一般質問、代表質問の答弁調整などを行っている。

庁議については、全庁的な協議、調整と情報共有を強化するため、月2回の部長会議及び幹事課長会議を開催し、部局間相互の連携強化を図っている。

今年度は5年に1度の国勢調査の対象年であり、令和2年10月1日を基準日として、指導員62名、調査員371名により実施した。

また、法令遵守に係る制度や仕組みを確認できるコンプライアンス行動指針を全職員に周知するとともに、コンプライアンス研修などを職場別・職階別を実施している。

訴訟や法律相談に関しては、顧問弁護士2名と委託契約を結び、庁内個別の訴訟案件や法律相談に応じている。

(4) 所見

所管している庁内発送郵便切手は、切手用の金庫、職員向けポケットファイル、郵便局での不足時対応用ポーチに分けて保管しており、現物を確認するためには3つを合わせる必要がある。在庫が多くあり枚数が変わらない切手は封緘したり、ひとつの授受簿で管理を行うなど職員の負担軽減を図るとともに、在庫管理の方法を工夫・検討されたい。

前回の定期監査で改善を求めている病院等2か所の日直業務委託については、水口医療介護センターにおいて令和3年度からの委託を検討されていることから、引き続き健康福祉部と連携し実施に向け進められたい。

【人事課】

(1) 監査年月日

11月27日(金)

(2) 業務概要

人事課の業務は、人事係が担当する職員の任免・服務・分限・懲戒、採用・選考・研修、勤務条件、衛生管理・安全衛生、給与係が担当する職員の給与、共済・福利厚生、退職手当、公務災害に関することなどであり、課長以下9名体制で行われている。

(3) 監査事項

第4次定員適正化計画を令和2年度に策定し、令和3年度から5年間で26人を削減する計画となっており、退職者と採用者とのバランスを図ることで適正化に取り組んでいる。

第2次前期特定事業主行動計画は、平成27年度から5年間の働きやすい職場環境づくり計画として、育児、介護、女性活躍等誰もが働きやすい職場づくりのため「ワーク・ライフ・バランス」に取り組んできており、本来なら令和2年度が計画見直しとな

るが、コロナ禍^{※1}により調整が十分でないことから2年間延長している。女性活躍プロジェクトチームもスタートすることから、後期の行動計画策定に向けて調整を進めている。

職員のメンタル不調等の精神疾患については、近年増加傾向にあり、早期発見と早期対応に努め、重症化を避けるために委託による外部カウンセリング窓口を設置するなど相談や面談の機会を多く設け、相談しやすい体制や環境の整備を行っている。ストレスチェックや既往者への個人面談を定期的実施するとともに、職場のコミュニケーションの活性化を図ることや、常に職員の体調の変化に注視することなどを所属長に促している。

(4) 所見

職員のスキルアップ事業については、職員が前年度にはなかった資格の講座を受講しており、人事課からも積極的に働きかけがあったものと理解している。特に必要と考えられる資格は計画的な取得を検討し、引き続き職員の専門的な知識の向上を進められたい。

本市は、県内市町でも職員の長期休暇者が多いことから、メンタル不調者が長期休暇に陥らないようさまざまな手立てを講じ、総合的・多面的に取り組まれたい。

策定された甲賀市障害者活躍推進計画の令和4年6月時点の雇用率の目標は2.60%となっている。障がい者雇用を促進し、その特性や個性に応じた能力を発揮してもらうため、目標の達成に向け努力されたい。

【財政課】

(1) 監査年月日

11月27日(金)

(2) 業務概要

財政課の業務は、財政係が担当する財政全般の企画、予算編成と執行管理、地方財政状況調査、財政健全化法、マネジメント推進室が担当する行政改革、公共施設・公共料金の見直し、行政評価、組織目標、指定管理者制度、地方分権改革に関することなどであり、課長以下9名体制で行われている。

※1 …新型コロナウイルスが招いた災難や危機的状況。

(3) 監査事項

中長期財政計画（収支見通し）は、将来における課題を捉え財政運営の健全性を確保するために策定しており、第2次甲賀市総合計画における施策・事業を選択する際の指針としている。今年度に第2次甲賀市総合計画第2期基本計画の策定と合わせて見直す予定であったが、コロナ禍の影響により次年度に延伸することとなった。

公共料金の見直しでは、サービスを納税者の視点で考え、税金の使い方を見直し、公平性の確保と受益者負担の原則に基づいた料金の設定を行うため、料金改定に向けた作業を実施している。

公共施設等マネジメント推進事業では、平成29年7月に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の具体的な方向性案を示した「公共施設の最適化計画」を策定し、さらには施設の最適化や長寿命化にかかる具体的な対策内容について検討・調整を行い、今年度に「行動計画（アクションプラン）」を策定する予定である。

(4) 所見

公共施設等マネジメント推進事業では、今年度中に具体的な方針を示す「行動計画（アクションプラン）」を策定するため、各課との調整を終え、精査している段階とのことであるが、平成29年度には公共施設等総合管理計画が策定されていることから、優先順位をつけ、スピード感をもって進められたい。

同様に公共料金の見直しについても、時間を要している。公平性の確保と受益者負担の原則に基づく料金設定や減免基準であることを「見える化」し、市民に理解が得られるよう資料を提示しながら、少しでも早く前へ進められたい。

財政状況や地方財政健全化法に基づく健全化判断比率等を広報紙やホームページを通じて公表している。分かりやすい内容となるよう努力されているが、引き続き市政への理解と信頼を深められるよう取り組まれたい。

【管財課】

(1) 監査年月日

11月27日（金）

(2) 業務概要

管財課の業務は、財産管理係が担当する財産の取得・管理・処分、庁舎の維持管理及び公用車の運行管理に関すること、庁舎整備室が担当する庁舎改修整備に関すること、

契約検査係が担当する各種契約の審査、入札参加資格の審査、登録、工事等の入札や検査に関する事などであり、課長以下会計年度任用職員1名を含む11名体制で行われている。

(3) 監査事項

公有財産の適正な維持管理を行うとともに、未利用となっている普通財産について、市の自主財源確保を目的として貸付や売却処分に努めている。

公用車については、304台（一般車両175台（内リース車両20台）、消防車両129台）の運行管理を行っている。

甲南第一地域市民センター改修事業については、災害時の防災拠点として必要な耐震補強工事や保健福祉系施設の集中配備に向けて甲南第一地域市民センター、甲南中部地域市民センター、甲南地域包括支援センター、甲南子育て支援センター、児童発達支援センター等の改修工事を行い、検査後の11月16日に引き渡しを受けている。また、土山地域市民センター等改修工事でも、災害時における地域の防災拠点としての機能を高めるため改修工事を実施するとともに、隣接する土山開発センターの老朽化・耐震化対策として解体後に平屋建てでの建設を進めており、令和3年12月の完成を予定している。

入札執行については、34回、238件実施している。また、電子入札システムについても平成28年10月から完全移行しており、工事85件、委託（建設コンサル）46件の入札を執行して入札参加者の負担軽減を図っている。なお、本年度は設計積算ミスなどによる落札決定取り消しが3件、入札中止が6件発生していることから、改めて再発防止に向けてチェック体制の強化や職員の資質向上に努めている。

公共工事における安全対策の指導については、本年度は11月1日現在で公衆災害が3件、労働災害が2件発生していることから、施工業者及び担当課に対し安全管理の徹底を指示している。

(4) 所見

昨年度の定期監査で改善を求めたプロポーザル方式による委託業務の実施要領又はガイドラインについては、現在素案を作成中とのことであるが、評価にばらつきがあるため、早急に作成し、統一したルールの基に運用されたい。

設計積算ミスなどによる落札決定取り消しや入札中止が発生している。業者との信頼関係にも影響してくることから、職員の技術力向上に向け指導されたい。

土地・建物貸借契約は、所管している契約数も多く、一覧表（台帳）を作成し、書類の保管や期日管理等に漏れが生じないように適正に管理されたい。

宿直室前に設置している有料コピー機のコピー代を、1か月ごとにまとめて処理されている。財務規則では、現金等を収納した場合、当日か翌日に入金処理を行うとなっていることから、具体的な取扱いを会計事務所管課と検討されたい。

【税務課】

(1) 監査年月日

11月27日（金）

(2) 業務概要

税務課の業務は、市民税係が担当する市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税、市たばこ税などの賦課・調定、資産税係が担当する土地・家屋の評価、固定資産税の賦課・調定、収納推進係が担当する市税等に係る収納管理・還付充当、口座振替・コンビニ収納に関すること、滞納債権対策室が担当する滞納管理、納税相談、滞納処分、執行停止・不納欠損などであり、課長以下会計年度任用職員6名を含む33名体制で行われている。

(3) 監査事項

市政運営における貴重な財源確保と税・料金等の負担の公平性を確保するため、甲賀市税・料金等収納向上対策強化計画に基づき、収納率の向上と滞納繰越分の削減に向けた取り組みを推進している。

口座振替やコンビニ収納に加えて、今年度新たにスマートフォン決済アプリ「Pay B（ペイビー）」を導入するなど納付環境の整備による未収金の発生防止に努めるほか、催告書の発送や納税推進員の訪問、電話催告等による現年課税分の徴収強化による新規滞納の抑制、効果的で換価が早い債権の差押えなどによる滞納繰越分の縮減、債権所管課に対する指導・助言、対応困難事案の移管業務などに従事している。今年度処分した差押件数は、11月1日現在で不動産1件、預貯金13件、給与年金23件、その他4件となっている。

(4) 所見

今後コロナ禍の影響により税料金の滞納が増えることが懸念されるが、納税相談で利用している「つなぐシート」は、庁内で共有・連携し対応できることから大変良い取り

組みであり、引き続き活用し、丁寧な対応を実施されたい。一方、悪質と判断される滞納者に対しては法的措置を強化するなど、今まで以上にチーム力を高め取り組まれたい。

所管している切手は、毎日担当者が数え、課長が月に1度確認・押印されているが、週に1回程度別の者が再検するなど取り扱いを検討されたい。また、切手購入時には枚数に留意し、在庫を減らし、管理しやすいよう改善されたい。

証明料金やつり銭等の現金は、事故防止のため、日々の管理ができるよう授受簿等を作成し確認されたい。

【市民課】

(1) 監査年月日

9月30日(水)

(2) 業務概要

市民課の業務は、戸籍住民係が担当する住民基本台帳、戸籍、人口推計調査、人口動態調査、マイナンバーに関すること、市民窓口係が担当する戸籍・住民異動に係る諸届や申請受付、諸証明書の交付、マイナンバーカード・住民基本台帳カードに関することなどであり、地域市民センターと連携調整を図りながら課長兼務の次長以下再任用職員2名、会計年度任用職員3名を含む19名体制で行われている。

(3) 監査事項

マイナンバーカードの申請件数は8月31日時点で25,139件、うち交付件数は19,520枚であり、直近の4か月の平均交付枚数が950枚と前年度同時期月平均210枚と比べて大幅な伸びとなっている。また、マイナンバーカードを使用したコンビニ等での証明書交付は8月31日時点で5,834件、前年度同時期の5,122件と比べてこちらも伸びを示している。なお、7月からは市内郵便局と包括連携協定を結び郵便局においても申請支援を行うなど、マイナンバーカードの普及推進の取り組みを強化している。

窓口業務の民間委託については、令和2年1月から業務を開始している。委託当初は待ち時間が相当あったが、現在はかなり改善され待ち時間も減ってきている状況である。

なお、一部で時間がかかっている証明等の業務もあることから委託業者から状況の聞

き取りを行うなど改善に向けて調整をしている。また、委託業者が対応できない相談等については職員が引き継いで対応するなど、委託業者と連携し窓口サービスの向上に努めている。

(4) 所見

当初、窓口業務の民間委託への移行時にはかなりの待ち時間があったようだが、市民課と委託業者による業務改善や対策等により現状ではかなり改善されてきている。しかし、一部の証明などにおいて窓口で長時間待っておられる状況も見受けられることから、その原因を把握した上で、引き続き改善に向けて努力され市民の満足度を高めるよう取り組まれない。

戸籍等の郵送申請で取り扱う定額小為替は、枚数が多く、毎日の確認作業が職員の負担となっているため業務改善につながる方策を検討されたい。

【保険年金課】

(1) 監査年月日

9月30日（水）

(2) 業務概要

保険年金課の業務は、国保年金係が担当する国民健康保険被保険者の資格、保険給付、特定健康診査・特定保健指導、国民年金の資格・裁定請求等に関する申請受付、後期高齢者医療係が担当する後期高齢者医療被保険者の資格、医療の給付、保険料の徴収、福祉医療に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員3名を含む17名体制で行われている。

(3) 監査事項

国民健康保険事業の運営については、被保険者への医療給付（7割あるいは8割）や療養費、高額療養費、出産育児一時金等の支給を行っている。8月末現在の加入者は10,928世帯、被保険者数17,550人であり、年々減少している。

特定健康診査・特定保健指導については、今年度目標値（特定健診受診率51%、特定保健指導実施率39%）達成に向け、すこやか支援課と連携して受診率を向上させることで、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療により、被保険者の生活の質を維持し、同時に医療費の増加を抑制することで、国保財政の健全運営に努めている。

後期高齢者医療事業では、75歳以上あるいは65歳以上で一定の障害がある方を対

象として、一般では9割、現役並み所得者には7割の医療給付を行っている。8月末現在の被保険者数は、障害認定加入者223人を含め12,840人であり、年々増加している。

福祉医療費助成事業では、小学1年生から6年生までの児童を対象に医療費全額を助成しているほか、乳幼児、重度心身障害者、母子・父子家庭等、低所得老人、重度精神障害者、低所得世帯の中学生の通院及び全中学生の入院に対する助成も継続して行っている。

(4) 所見

国民健康保険保健事業実施計画（第2期データヘルス計画）における中間見直しとともに、一定効果のあった特定健康診査未受診者に対する人工知能を使った受診奨励について検証を行い、関係課との連携のもと受診率の向上、健康寿命の延伸、医療費の適正化に取り組まれない。

後期高齢者医療事業の保険料徴収については、新型コロナウイルス感染症による生活等への影響も考慮しつつ、新たな未納者を生み出さないようアクションプランの目標値達成に向けて努力されたい。

重要印章である領収印の保管状況については、一部職員が出入りできる保管庫内に配置しているため、必ず施錠し、責任者が毎日保管状況を確認するよう改善されたい。

【生活環境課】

(1) 監査年月日

9月30日（水）

(2) 業務概要

生活環境課の業務は、防犯交通対策係が担当する交通安全の普及啓発、防犯対策の推進、市営駐車場の管理、環境政策係が担当する自然環境・生活環境の保全、エコライフの普及啓発、地域新エネルギー、廃棄物対策係が担当する一般廃棄物の収集と処理、ごみの減量、資源リサイクルの推進に関すること、消費生活センターが担当する消費生活相談などであり、課長以下会計年度任用職員6名を含む18名体制で行われている。

(3) 監査事項

地域安全対策として市民への防犯啓発や防犯灯のLEDへの更新を実施している。あんぜん・あんしんなまちづくり事業では防犯カメラ設置工事を予定しており、防犯灯整

備事業では区・自治会管理の防犯灯調査を基に、市内の防犯灯の設置状況を把握のうえ、適正な維持管理と整備につなげている。

交通安全対策では、第10次甲賀市交通安全計画に基づき学校や地域での交通安全教室を実施するなど、平成29年度から令和2年度までの4年間に、年間交通事故傷者数200人以下、死亡者数4人以下を目指している。

消費生活相談に関しては、消費生活センターを設置してセンター長1名と消費生活相談員2名の体制で相談等に対応しており、被害防止や啓発等に努めている。

廃棄物対策においては、循環型社会の形成に貢献できるように一般廃棄物を適正に処理し、また、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことを目的として令和2年3月に策定した「第3次甲賀市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組んでいる。

環境対策においては、夏期を中心に住宅地内の空地や山林の雑草による苦情が多く寄せられている。所有者の対応が基本原則だが、連絡が取れないことや速やかな対応がされないことが多く苦慮している。

(4) 所見

第2次甲賀市環境基本計画においては、環境保全と創出に関する施策を推進するための重点プロジェクトが掲げられているが、毎年度の目標値と達成状況をしっかり把握し、分析を行いながらその目標に向かって進められたい。

民営自転車駐車場補助金交付については、補助金の実施を始めた経緯を把握したうえで、期限を定め、見直しを図るなど事業者の合意が得られるよう協議を進められたい。

生活環境課窓口のつり銭の管理については、収納簿のつり銭と収納金が分かりづらいことから、整理したうえで管理されたい。また、定期的に入金状況等を把握し、歳入予算が適正に執行されているか確認されたい。

【人権推進課】

(1) 監査年月日

9月30日(水)

(2) 業務概要

人権推進課の業務は、人権政策係が担当する人権課題にかかる総合企画及び調整、住宅新築資金等貸付金の償還事務、地域総合センター・改良住宅の管理運営、人権教育室

が担当する人権教育の推進、人権教育推進協議会等関係団体との連絡調整、人権教育に関する資料収集及び広報に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員3名を含む10名体制で行われている。

(3) 監査事項

平成29年度に策定した人権に関する総合計画の実現に向け、関係する市施策の進捗を図っている。例年は、人権尊重のまちづくり審議会を開催し、総合計画の進行管理について報告しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見合わせている。

人権教育啓発事業でも、例年、市民に最新の人権情報を提供し、実践へとつなげる内容にするとともに、多くの人々が人権の学びの機会に参加できるよう、著名人を招く回を設けて人権教育連続セミナーを実施しているが、開催を見合わせ、今後規模を縮小するなど対策を講じた上で開催する予定である。また、人権尊重のまちづくり懇談会も開催を中止したため、これに代わる対応として啓発紙の増刷や、新たにケーブルテレビの行政番組等を活用するなどして、新型コロナウイルス感染症による人権侵害を含む人権啓発に力を入れ取り組んでいる。

(4) 所見

同和・人権事業促進協議会と人権教育推進協議会に関する事務を人権推進課が担っているが、市が団体の会計事務など事務局を担当する必要はなく、協議会が自立していくためにも早期の移管を進められたい。

住宅新築資金等貸付金の書類は、個別に台帳整理され分かりやすくなったが、一覧表を作成し、書類の保管や期日管理等に漏れがないよう適正に管理されたい。

【福祉医療政策課】

(1) 監査年月日

10月22日(木)

(2) 業務概要

福祉医療政策課の業務は、福祉政策係が担当する地域福祉計画、避難行動要支援者支援、成年後見制度、社会福祉法人の指導監査、福祉総務係が担当する民生委員児童委員、社会福祉協議会及び福祉団体との連絡調整、地域医療推進室が担当する地域医療、在宅医療、献血、薬物乱用防止、高齢者の健康づくり事業に関することなどであり、課

長以下会計年度任用職員2名を含む10名体制で行われている。

(3) 監査事項

地域力強化推進事業では、地域の包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現に向けたご近所福祉の推進を図るため、市社会福祉協議会へ委託し、市内5地域にご近所福祉コーディネーターを配置して業務を進めている。

また、災害時に備え、避難行動要支援者同意者名簿を作成しており、平成30年度から実施している個別計画の作成については、令和2年9月末現在で202地域のうち、41地域で完成し、27地域で作成中となっている。

市立医療機関については、経営状態を定期的に把握し、経営改善に向けた体制の再構築を検討しており、地域医療審議会の委員の選定やみなくち診療所での日曜診療の実施に向けた医師確保を進めているところである。

在宅医療・介護連携の推進としては、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、在宅医療推進センターの業務を介護老人保健施設ケアセンターささゆりに委託するほか、在宅医療コーディネーターを中心に在宅医療・介護連携に関する相談支援や研修会、市民への啓発等を行っている。

(4) 所見

市立医療機関の経営に関しては、管理者である市長に対し、経営状況やビジョンの進行状況について中間期に報告を行うなど、庁内で健全な危機意識を共有されたい。

地域福祉活動の活性化のため実施されている福祉バス運行業務については、全庁的に統一した基準で利用判断ができるよう取り組まれたい。

所管している切手・印紙は、個別の帳簿が作成され合計金額やチェックした日付が確認できるよう改善されたが、全体額の把握もできるよう合計表も作成されたい。また、在庫を増やしすぎないように必要な分のみを購入するようにしたり、使用する可能性がない収入印紙を清算するなど現物管理がしやすい方法を検討されたい。

【生活支援課】

(1) 監査年月日

10月22日(木)

(2) 業務概要

生活支援課の業務は、生活支援係が担当する生活困窮者の相談業務、自立支援、関係

機関との連絡調整、行旅病人に関すること、生活福祉係が担当する生活保護に関することなどであり、課長兼務の管理監以下会計年度任用職員5名を含む13名体制で行われている。

(3) 監査事項

生活困窮者自立支援法に基づき生活支援窓口を設置して相談・支援にあたり、複合的な問題を抱える生活困窮者に対し、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、子どもの学習支援など、相談者の状況に応じた支援を行っている。今年度はコロナ禍の影響で相談件数が増加したため相談窓口を設置し、市の生活相談のほか、社会福祉協議会の緊急小口資金や、総合支援資金の特例貸付相談を行っている。

生活困窮世帯等の小中学生及び高校生年代に対する学習支援事業「学んでいこうカ」は、5か所で週5日間実施している。教室への送迎、夕食の提供も継続し、居場所づくりを行いながら、不足している「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身につけてもらえるよう支援をしている。また、学習支援員が保護者の生活相談に応じるなど、生活環境の向上等を目指した家庭への支援も行っている。

生活保護業務では、生活保護法に基づいて最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するための支援として、相談や訪問により生活実態を把握し、生活、住宅、医療などの必要な各扶助の支援を行っている。

生活保護費返還金については分納等により履行されているが、未納者のうち納付相談等がない者については、催告書の発送や電話催告、自宅訪問を実施するなど返還金の早期回収に努めている。

(4) 所見

生活困窮者自立相談支援事業、学習支援事業ともに、ひきこもりの方への居場所づくりの場としての取り組みも実施されている。ひきこもりの方への働きかけは、アウトリーチ要員だけでなく、関係課や委託先事業者と連携をとり、家族のサポートも含めた支援となるよう努められたい。

生活保護費の返還金は、前年と比べ収入率は上がっているものの、実額が伸びていないため、引き続き収納に向け適正に対応されたい。

【障がい福祉課】

(1) 監査年月日

10月22日(木)

(2) 業務概要

障がい福祉課の業務は、自立支援係が担当する自立支援給付、補装具・日常生活用具、特別障害者手当、障害者手帳、自立支援審査会、相談支援係が担当する相談・訪問・障害支援区分認定調査、虐待防止に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2名を含む15名体制で行われている。

(3) 監査事項

障がいの有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現、また障がいのある人の自立と社会参加の支援や障がい福祉サービスの提供等を円滑に実施するために次期障がい者基本計画等を策定しており、策定委員会の開催、団体や事業所への現状・ニーズ把握のためのアンケート調査などを行っている。

障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるための機能の強化を図るため、甲賀地域障害児・者サービス調整会議と連携して今年度から地域生活支援拠点の整備を行っている。

手話言語及び情報・コミュニケーションに関する条例検討事業では、手話が言語であることの市民への理解や障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も互いに認め合い、共に生きる社会を実現するために、障害福祉計画等策定委員会に部会を立ち上げ、手話言語及び情報・コミュニケーションに関する条例制定に向けた検討を行っている。

今年度は、コロナ禍のため障がい者や支援者、事業所などが様々な影響を受けており、放課後等デイサービスの支援強化や工賃確保のための支援などを積極的に行っている。

(4) 所見

(社福) しがらき会が県から委託されている、障害者働き・暮らし応援センター事務所へ貸与している建物について、契約書では貸借の始期が令和2年4月1日となっているが、貸付料は実際に移転された令和2年10月から発生している。調書と歳入予算の関係が分かりにくいいため、収入関係の伝票には事由を記載するなど疑義の生じないように

対応されたい。

放課後等デイサービスでは、各事業所に資格のある職員が適正に配置されているか、サービス給付決定をしている市もしっかり把握し、適切に事業を実施されたい。

【長寿福祉課】

(1) 監査年月日

10月22日(木)

(2) 業務概要

長寿福祉課の業務は、高齢者支援係が担当する老人ホーム入所措置及び費用徴収、高齢者虐待防止、日常生活用具等の給付、老人福祉施設の管理運営、介護保険係が担当する介護認定調査・審査、介護保険料賦課・収納、介護保険の給付や適正化に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員5名を含む23名体制で行われている。

(3) 監査事項

平成29年度に策定した第7期(平成30年～令和2年度)の甲賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画については、概ね計画どおり進行しており、今年度は次期第8期計画を策定する予定である。

介護人材の確保については、令和元年度に甲賀市介護人材確保・定着促進協議会において作成した、介護の魅力を伝えるためのリーフレットや動画を、令和2年度にイベントや学校訪問等で活用し、イメージアップを図るとともに研修会の開催も予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できていない。今後、コロナ禍でも可能な事業等を検討し人材の確保に努める。

(4) 所見

介護保険業務では、新型コロナウイルス感染症の影響で全般的に業務が変更・増加・複雑化しており職員がその対応に苦慮している状況である。また、介護認定審査会は医師や介護職等感染リスクの高い委員が多いためWEB会議の実施に向けて環境整備を進めるとともに、今後、クラスターが発生した場合でも利用者に切れ目なくサービスを提供できるよう事業所・市・県が連携し、事業所間における職員の応援体制の早期構築に向けて努力されたい。

土地・建物の貸借契約や行政財産の目的外使用許可等については、一覧表(台帳)を作成し、書類の保管や期日管理等に漏れが生じないように、また、敬老祝い金や商品券に

については、授受簿を作成し適正に管理されたい。

【すこやか支援課】

(1) 監査年月日

10月20日(火)

(2) 業務概要

すこやか支援課の業務は、全世代包括支援係が担当する包括的継続的な支援業務、介護予防事業・認知症予防対策事業の推進、健康増進係が担当する基本健診やがん検診、歯科保健、健康教育・相談、自殺対策、母子保健係が担当する乳幼児健診、妊婦健診、特定不妊治療、不育症治療、予防接種に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2名を含む18名体制で行われている。

(3) 監査事項

健康寿命を延ばそう事業として、健康づくりや新型コロナウイルス感染症の感染予防等について、企業と協働し、量販店にブースを設けて啓発や個別相談を実施している。

また、健康アプリ BIWA-TEKU を利用したウォーキングの啓発や、生活の中にある短い時間を利用しての身体活動(プラス10)の啓発などの周知を行っている。

保健事業と介護予防の一体的事業は、今年度の新規事業で、高齢者一人一人の医療レセプトや健診情報、介護情報を把握・分析し、健康を害するリスクの高い高齢者を抽出して保健指導や医療につなげることにより高齢者の生活機能向上のための支援を行うもので、感染予防や新しい生活様式、熱中症予防など、ホームページや広報紙、あいコムこうか等の媒体での啓発を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大により外出や通院などが控えられたため、75歳以上の高齢者に個別通知による状況調査を実施した。

母子保健の分野では、妊娠中から子育て期の親子が必要なサービスを継続して利用でき安心して過ごすために、個々に応じた支援プランを作成し継続した支援を行っている。

(4) 所見

特定不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業、一般不妊治療費助成事業とも、第2次甲賀市総合計画において非常に重要な施策であるが、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響しているためか、利用者が少ないように感じる。積極的に事業を進めるた

め、より一層の市民への周知・啓発を図られたい。

がん患者医療用補正具助成事業は、対象者一人当たりの助成限度額が1万円となっているが、ウィッグの購入費用はさまざまであり、補助として充分であるのか、内容を検証しながらよりよい事業となるよう進められたい。

【水口医療介護センター】

(1) 監査年月日

10月20日(火)

(2) 業務概要

水口医療介護センターの業務は、診療所としての医療、介護老人保健施設としての介護サービスの提供であり、センター長など医師2名、看護職員10名、非常勤医師13名を含む74名体制で行われている。

(3) 監査事項

水口医療介護センターでは、在宅療養支援診療所として在宅医療の推進を図りながら、かかりつけ医として必要な医療の提供を行っている。休日・時間外診療の実施に向け、今年度は日曜診療の実施に向けた医師の確保を進めている。

平成29年度に策定した水口医療介護センター事業中期経営計画に基づき、経営基盤強化を図り、市民ニーズに応えた質の高い医療介護サービスを提供することで、収益確保をめざしているが、一般会計からの補助金により運営が成り立っている部分が大きく抜本的な経営の改革を求められており、提供するサービスの種類や方向性の変更も視野に入れ、住民ニーズに合った診療・介護サービス及び施設のあり方について検討している。

医療・介護の専門スタッフの確保について、滋賀医科大学からの派遣の非常勤医師以外にも、介護福祉士などの介護職員は、毎年離職者が出る状況であり、会計年度任用職員も含め限られた職員で全体の業務をカバーしている。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため業務量も増加しており、また、日曜診療に向け継続した体制が確保できるよう人材確保に努めているところである。

(4) 所見

重点事業である水口医療介護センター経営健全化事業は、日曜診療の実施など進捗状況をしっかり把握し、目標に向け邁進されたい。

医療・介護の専門スタッフの確保においては、限られた人員で全体の業務をカバーされているが、引き続き必要な人員確保に努力されたい。

土地・建物の貸借契約、行政財産の目的外使用許可等は、一覧表（台帳）を作成し、書類の保管や期日管理等に漏れが生じないように適正に管理されたい。

重要印章である領収印の管理は、現在窓口担当が行っているが、企業出納員が責任をもって管理、授受するよう改善されたい。

【信楽中央病院】

(1) 監査年月日

10月22日（木）

(2) 業務概要

信楽中央病院の業務は、信楽地域を主な医療圏とする地域医療の拠点病院として、院長など医師5名、看護師25名、非常勤医師8名を含む66名体制で、出張診療所（多羅尾、朝宮、田代）も含め必要な医療業務が行われている。

(3) 監査事項

常勤医師5名で内科、外科、小児科を主とする総合診療と、整形外科、眼科の3専門科の診察を行い、在宅療養支援病院の指定を受けて、回復期の病床を有した地域の「かかりつけ医」として、また、地域医療を支える「中核病院」として医療の提供を行っている。

病院経営に関しては、安定した医師や看護師など医療スタッフの確保を重要課題として、滋賀県や滋賀医科大学など関係機関への医師派遣の要望活動を継続して行うほか、平成29年3月に策定した信楽中央病院新改革プランでは、令和2年度までの5年計画として地域住民の健康の維持・増進のために果たすべき役割と経営効率化に向けた数値目標を設定し、その達成に向けた具体的な取り組みを示しており、定期的に経営評価委員会を開催して実施状況を報告するとともに審議を受けて経営に活かしている。

(4) 所見

前年度末から今年度にかけては、特に新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にあるが、今年度が最終年となる信楽中央病院新改革プランの目標達成に向け邁進されたい。

懸念である看護師の確保については、会計年度任用職員を募集しても応募者がいない状

況とのことだが、スタッフをそろえることが病院の運営において重要であり、難しい課題ではあるが知恵を絞って解決に向け、引き続き努力されたい。

医師住宅等における医師以外の入居に伴う貸与の契約については、規則の改定も含め、今契約期間内に実情に即した内容の契約書へ変更されたい。

行政財産の目的外使用許可等は、一覧表（台帳）を作成し、書類の保管や期間管理等に漏れが生じないように適正に管理されたい。

【上下水道総務課】

（１）監査年月日

10月20日（火）

（２）業務概要

上下水道総務課の業務は、経営係が担当する水道事業及び下水道事業の会計・経営分析、水道事業・下水道審議会、サービス・給与等、料金管理係が担当する水道料金・下水道使用料・下水道分担金・負担金等の賦課・徴収・督促等に関することなどであり、課長以下上下水道部所属の会計年度任用職員1名を含む11名体制で行われている。

（３）監査事項

水道事業は、景気の低迷や節水対策等に伴う水需要減少の影響を受けて、給水収益の減少傾向が続くなか、今年に入ってから新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた事業所等における水需要のさらなる減少が重なり、大幅な収益減が懸念されている。また、施設の老朽化による更新整備や耐震化に多大な経費を要することが見込まれることから、平成28年度に策定した水道事業経営戦略の収支計画を、甲賀市水道事業アセット・マネジメント計画や第2次甲賀市水道ビジョン等を基に令和元年度に見直しと修正を行っており、令和元年度の決算状況を踏まえた上で収支計画の確認を行うとともに業務の効率化を図りながら安心して安定した水道水の確保と、安定した経営基盤の確立に努めている。

下水道事業は、公共下水道と農業集落排水の2事業を実施しており、平成28年度から地方公営企業法を適用している。水道事業と同様に令和元年度の経営戦略の見直しと修正並びに令和元年度の決算状況を踏まえて、経営の効率化・健全化に向けて取り組んでいる。

上下水道料金等関連業務については、上下水道料金お客様センターとの連携強化によ

り、新たな滞納者を増やさないことを第一義に少額滞納の段階から徴収対策に取り組んでいる。さらに利用者の新型コロナウイルス感染症拡大の生活への影響を考慮しつつ、納付意思の見られない滞納者に対しては電話催告・訪問徴収を行い、アクションプラン（市税・料金等収納向上対策強化計画）に基づく収納率の向上と未収金の縮減に向けた取り組みを行っている。

（４）所見

甲賀市水道事業アセット・マネジメント計画及び第２次甲賀市水道ビジョンを基に、令和元年度に水道事業経営戦略の見直しと修正をされたが、新たに令和元年度の決算状況を踏まえ、投資財政計画に対しての状況・評価等を把握しながら、適正な事業経営を進められたい。

土地・建物の貸借契約や水利権、地上権、施設利用権等の管理については、部内で保管場所の集約を図り、業務内容を整理されたが、台帳での管理ができていないので、一覧表（台帳）を作成し、書類の保管や期間管理等に漏れが生じないように適正に管理されたい。また、電話加入権については権利を証する書類がないため、県内他市の状況を参考にして善処されたい。

所管するはがきのうち、書き損じ分を長期間保管しているが、使用できないものは１年程度で清算するなど、適正に処理されたい。

【上水道課】

（１）監査年月日

10月20日（火）

（２）業務概要

上水道課の業務は、工務係が担当する水道施設の設計・施工、水道事業認可、給水係が担当する給配水管の台帳管理、給水工事申込の受付処理、維持係が担当する水道施設の維持管理、水質保全・検査などであり、課長以下再任用職員１名、上下水道部所属の会計年度任用職員１名を含む１５名体制で行われている。

（３）監査事項

甲賀市水道事業アセット・マネジメント計画並びに第２次甲賀市水道ビジョンに基づき、管路及び施設の更新計画を策定し、事業予算の平準化を図りながら漏水事故発生状況等も踏まえて効果的に整備を進めている。

また、漏水事故等による緊急修繕では、管工事協同組合との契約で待機当番制とし、職員と施設維持管理の委託業者とが連携し365日、24時間体制で迅速な対応に努めている。さらに有収率の向上に向けて前年度に引き続き広範囲での漏水調査を実施することにより漏水箇所を発見し、速やかに修繕することで無駄な配水量の減少対策に取り組んでおり、一定の効果が見られる状況である。

信楽地域では、表流水を水源としている水道施設の一部において、台風や集中豪雨等により高濁度が発生し、取水不能となる事態が頻発していることから紫外線照射等の浄水処理方法の追加等検討を進めている。

(4) 所見

甲賀市水道事業アセット・マネジメント計画並びに第2次甲賀市水道ビジョンを基に策定された管路及び施設の更新計画により着実に整備を進めるとともに、適切な進捗管理を行われたい。

積算ミスによる入札中止や落札決定の取消事案があり、課内でのチェックを確実にを行い積算・発注をされたい。

所管する財産の水利権については、許可証を整理するとともに一覧表（台帳）を作成し、書類の保管や期間管理等に漏れが生じないように適正に管理されたい。

【下水道課】

(1) 監査年月日

10月20日（火）

(2) 業務概要

下水道課の業務は、計画普及係が担当する下水道事業の計画、事業認可、普及啓発、宅内排水設備、指定工事店、浄化槽、施設維持係が担当する下水道施設の維持管理・修繕、下水道台帳、建設係が担当する下水道事業の設計・施工・監督に関することなどであり、次長兼務の課長以下会計年度任用職員1名を含む13名体制で行われている。

(3) 監査事項

生活環境の向上、公共水域の水質の保全を図ることを目的に公共下水道の整備を進めているが、令和元年度末公共下水道処理人口普及率については、本市全域で79.0%と依然として県全体とは開きがある。引き続き下水道整備に努めることにより普及率の向上を目指している。なお、令和2年度末での数値としては80.1%を見込んでい

る。

農業集落排水は、施設整備が終わっているため維持管理・設備更新を進めるとともに、効率的な経営のために公共下水道への接続工事を進めている。なお、令和2年度においては飯道寺地区が予定されている。

水洗化の促進については、合併浄化槽区域等における浄化槽の設置、維持管理等の支援（補助金交付）を行っている他、戸別訪問や郵送による啓発活動を進めており、今年度の上半期においては295件の郵送を行った。なお、戸別訪問については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、状況を確認しながら11月頃に行う予定である。

不明水対策については、県と市とが連携して調査を進めている。

(4) 所見

施設維持管理における不明水対策については、県内いずれも同様の状況にあり対応に苦慮されているが、県や他市町とも連携し、効果的な対策を講じられるよう努められたい。

土地・建物の貸借や行政財産の目的外使用許可等について、一覧表（台帳）を作成し、書類の保管や期間管理等に漏れが生じないように適正に管理されたい。

【選挙管理委員会事務局】

(1) 監査年月日

11月27日（金）

(2) 業務概要

選挙管理委員会事務局の業務は、各選挙の執行とその付帯事務などであり、総務部理事が事務局長を、総務部次長ほか部内課長及び課長補佐、総務課、各地域市民センター職員、その他選挙管理委員会事務局経験者2名及び書記経験者7名が書記を併任しており、全47名体制で行われている。

(3) 監査事項

10月18日には市議会議員補欠選挙が執行され、今回から開票会場を水口体育館に変更することで十分な作業スペースを確保するとともに、事前リハーサルなどにより不適正処理の再発防止に努めた。

現在95か所ある投票区については、有権者数が70人から3,200人と大きな差があり、市全体のバランスや公平性、選挙執行経費の視点や開票事務にも影響すること

から再編検討が課題であり、投票区域編成審議会の立ち上げなど、今後に向けた取組を進めていく。

(4) 所見

今回実施された市議会議員補欠選挙の開票事務終了も深夜に及んでいるが、選挙の一人当たりの執行経費を積算し、国政選挙など他の選挙との比較を行い選挙事務の効率化に向け検討されたい。

投票区の再編については、早期に投票区域編成協議会を立ち上げ、検討・協議を行い、具体的な動きにつなげられたい。